

## IV 環境共生住宅基準の概要等

### 省エネルギータイプに係る基準

沖縄公庫が定める**断熱構造等環境共生の基準**は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく「評価方法基準（最終改正令和4年3月25日国土交通省告示第378号）」第5の5（温熱環境・エネルギー消費量に関すること）に基づき、沖縄県の地域(8)に適用される断熱等性能**等級4**かつ一次エネルギー消費量等級6、または、断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量**等級4又は5**に適合していること。

もしくは、建築物省エネ法に基づき所管行政庁が認定した住宅であること。基準の概要は次のとおりである。

#### ※断熱性能の基準

次の①及び⑤又は②及び⑤に適合し、かつ、開口部の日射遮蔽措置が[表-4]に適合すること。

又は、③及び⑤か④及び⑤に適合すること。もしくは、⑥による住宅であること。

- ① 断熱性能等級4の仕様基準の適用条件（開口部比率）を満足する場合において、各部位の熱抵抗の値を計算により求め、[表-1]の数値以上とすること。
- ② 各部位の熱貫流率（壁、天井などの各部位毎の室内からの熱の逃げやすさ）を計算により求め、[表-2]の数値以下とすること。 ※仕様基準の適用条件（開口部比率等）は①に同じ。
- ③ 冷房期の平均日射熱取得率を計算により求め、[表-3]の数値以下とすること。
- ④ 「沖縄県における気候風土適応住宅認定基準（令和4年4月）沖縄県土木建築部建築指導課」に適合する住宅。（ただし、延べ面積が300m<sup>2</sup>未満の住宅に限る。構造は問わない。）
- ⑤ 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。  
※（評価方法基準」5-2(2)基本原則イの定義により、等級5の基準一次エネルギー消費量は、等級4の0.9倍、等級6の基準一次エネルギー消費量は、等級4の0.8倍となる。）
- ⑥ 建築物省エネ法に基づき、所管行政庁から建築物エネルギー性能向上計画が認定された住宅または、基準適合建築物に認定された住宅。

- (注) 1. 鉄筋コンクリート造等の住宅において、当該住戸の過半の床が外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境に接している場合は、仕様基準の対象外なので、注意してください。  
事例としては、一階がピロティの場合や床下換気のある空間が存在する場合などです。
2. 住宅の熱貫流率の計算等については、「住宅の省エネルギー基準の解説（財）建築環境・省エネルギー機構）」をご参照ください。
  3. 冷房期の平均日射熱取得率の計算については、エネルギーの使用の合理化に関する建築主及び特定建築物の所有者の判断基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）をご参照ください。
  4. 「沖縄県における気候風土適応住宅認定基準（令和4年4月）」については、沖縄県土木建築部建築指導課のホームページをご参照ください。

[表 - 1] 熱抵抗の基準値R [単位 : R=m<sup>2</sup>・K/W]

単位住戸の種類		部 位	断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (m <sup>2</sup> ・K/W)
(1)	鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法	0.62
			外断熱工法	0.57
(2)	木造の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96
		天 井		0.78
(3)	枠組壁工法の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96
		天 井		0.89
(4)	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸	屋根又は天井	外張断熱工法又は内張断熱工法	0.78

※上記 (4) 以外の工法による鉄骨造の場合、熱抵抗値基準の適用はなし。

[表 - 2] 熱貫流率の基準値U [単位 : U=W/m<sup>2</sup>・K]

住宅の種類		部 位		熱貫流率
(1)	鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法	1.18
			外断熱工法	1.26
(2)	その他の単位住戸	屋根又は天井		0.99

[表 - 3] 冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$  [単位 : なし]

6.7
-----

[表 - 4] 開口部の日射遮蔽措置 [日射取得率、付属部材等の基準]

開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、開口部比率の区分に応じ、下表に掲げる仕様に該当すること。

住宅の種類	開口部比率の区分	建具の種類もしくはその組み合わせ または付属部材、ひさし、軒等の設置
1戸建ての住宅	(い)	
	(ろ)	北±22.5度の方位を除く開口部に付属部材またはひさし、軒等を設ける
	(は) (に)	付属部材またはひさし、軒等を設ける
共同住宅等	(い) (ろ) (は)	
	(に)	北±22.5度の方位を除く開口部に付属部材またはひさし、軒等を設ける

※ 当該窓が2以上の場合は、その合計の面積

(参考) 開口部比率の区分 (注) 開口部比率を算定しない場合は、(に)の区分を適用。

1戸建ての住宅 : (い) 0.08未満、(ろ) 0.08以上0.11未満、(は) 0.11以上0.13未満、(に) 0.13以上  
共同住宅等 : (い) 0.05未満、(ろ) 0.05以上0.07未満、(は) 0.07以上0.08未満、(に) 0.08以上